通所介護　重要事項説明書

（令和８年６月変更）

１．事業者

（１）事業所名　ゆうゆう株式会社
（２）事業所所在地　〒779-3620 徳島県美馬市脇町野村４６３８－１
（３）電 話 番 号　0883－53－8010
（４）代表者氏名　代表取締役　田野 真理子
（５）開設年月　平成２４年７月開設

２．事業所の概要

（１）事業所の種類　指定通所介護　・　徳島県指定事業所　3670500325 号
（２）事業所の目的　介護保険法令に従い、ご利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、通所介護サービスを提供します。
（３）事業所の名称　デイサービス　ココロ
（４）事業所の所在地　〒779-3620　徳島県美馬市脇町野村４６３８－１
（５）電話番号　0883－53－8080　　FAX　0883－53－8028
（６）開設年月　平成２４年７月
（７）管理者氏名　小椋　二三夫
（８）設備の概要

設備の種類	数	備　　考
食　　堂	1	
静　養　室	1	
相　談　室	1	
事　務　室	1	
浴　　室	1	個浴１、機械浴２ 脱衣所、洗濯場
ト　イ　レ	4	車いす対応２

３．営業日及び営業時間

営　業　日	月　　～　　土 曜 日（ 水 ・ 日 以 外 ） （1 月 1～3・8 月 13～15 日を除く）
サービス提供時間	居宅サービス計画による
	８：３０ ～ １３：３０ １４：３０ ～ １９：３０

４．職員体制

	人 員
１．管理者	１ 名
２．生活相談員・介護職員	５ 名
３．看護職員	２ 名

５．当事業所が提供するサービスと利用料金

〈サービスの概要〉

① 食事（但し、食費は別途いただきます。）
（食事時間）朝食８：３０～　　昼食１２：００～　　夕食１８：００～

② 入浴

・　一人用浴槽・機械浴槽・シャワー浴の中から、ご利用者の状況に応じた適切な入浴をしていただきます。

③ 排泄

・　排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④　送迎

・　ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

⑤その他自立への支援

・　教養、趣味、娯楽などの活動をしていただく機会を作るよう配慮します。
・　ご利用者及びそのご家族の介護等に関する相談や助言を行います。
・　看護職員が、健康管理を行います。

（1） サービス利用料金（契約書　第６条参照）　（介護保険適用の場合）

ご利用者の要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用者様負担額1割	570 円／回	673 円／回	777 円／回	880 円／回	984 円／回
利用者様負担額2割	1,140 円／回	1,346 円／回	1,554 円／回	1,760 円／回	1,968 円／回
利用者様負担額3割	1，710 円／回	2, 019 円／回	2, 331 円／回	2,640 円／回	2,952 円／回
加　算	・入浴介助　1割：40 円／回、2割：80 円／回、3割：120 円／回 ・機能訓練加算Ⅰ（午前のみ） 1割：56 円／回、2割：112 円／回、3割：168 円／回 ・その他加算は居宅サービス計画による。				

※上記金額に介護職員処遇改善加算Ⅱイが 10.9%加算されます。

※居宅サービス計画により、自己負担は変わります。

○ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を全額いったんお支払いいただき、要支援または要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

○介護保険法および関係法令の改正により、介護報酬単価や加算の算定要件が変更された場合は、本契約の定めにかかわらず、改正後の規定に基づく利用料金を適用するものとします。
なお、変更にあたっては、あらかじめ書面等にて通知し、説明を行います。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス

食事の提供費　： 朝食３００円　昼食５５０円　夕食５５０円

（3）利用料金のお支払方法（契約書　第６条参照）

振込方式、口座自動振替方式、持参方式いずれかで、お支払いただきます。

6．サービス利用に関する留意事項

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従ってご利用ください。

○事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○サービス利用の中止について、前日の午後５時までに申し出がない場合は、一回につき料金５００円を請求させていただきます。だだし、体調不良等の理由により、利用困難と判断した場合はこの限りではありません。（契約書　第８条参照）

○個人情報を用いる場合は個人情報保護法を遵守し、個人情報使用に同意を得て誠実に対応します。

7．迷惑行為・カスタマーハラスメントへの対応について

職員に対する身体的・精神的な暴力、暴言、威嚇、大声、罵声、性的な言動、嫌がらせ、介護保険の範囲を超えた無理な要求や、過度な謝罪の要求等
これらの行為が是正されない場合、サービスの一時停止、又は利用契約を解除することがあります。
悪質な事例については、警察等関係機関と連携し、厳正に対処いたします。

8．苦情の受付けについて（契約書　第１４条参照）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

事業所窓口　○受付窓口　　ゆうゆう株式会社　　南　正幸　　０８８３－５３－８０８０
　　○受付時間　　月曜日から金曜日　　午前９時から午後４時３０分まで

行政窓口

□美馬市　長寿・障がい福祉課　　０８８３－５２－５６０５
□つるぎ町　長寿介護課　　０８８３－６２－３１１１
□徳島市　介護保険課 相談窓口　　０８８－６２１－５５８６
□徳島県国民健康保険団体連合会　　０８８－６６５－７２０５
□みよし広域連合　介護保険センター　０８８３－７６－００３０

通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

説明者氏名　　㊞

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、より良い介護サービス実施のため、サービス担当者会議等で利用者並びに家族の情報を用いるほか、医療機関・居宅介護支援事業者への情報の提供を含め、通所介護サービスの提供開始に同意しました。　令和　　年　　月　　日

利用者住所　　氏名　　㊞

代理人住所　　氏名　　㊞